



県章

山形県公報

平成30年10月16日（火）

第2987号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（税 政 課）… 995
- 山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（情報政策課）… 997
- 山形県主要農作物種子条例施行規則……………（県産米ブランド推進課）… 999

訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………（人 事 課）…1002

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…1003
- 同……………（ 同 ）… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）… 同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…1004
- 山形県主要農作物種子条例の審査の基準及び方法……………（県産米ブランド推進課）… 同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…1008
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）… 同
- 一般国道の供用の開始……………（庄内総合支庁建設総務課）… 同
- 都市計画事業の認可……………（都市計画課）… 同

企 業 局 関 係

規 程

- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………1009
- 山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程……………1010

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（情報政策課）…1012

規 則

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第69号

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成28年3月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則

第1条中「山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例」を「山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例」に改める。

第2条中「県税」を「県税の課税免除に関する事務及び条例第2条の2の規定による県税」に改める。

第3条の見出しを「（課税免除等の申請書）」に改め、同条第1号口中「又は第2号」を「若しくは第2号又は条例第2条の2」に改める。

第4条の見出し中「不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条中「第2条」を「第2条の規定による課税免除又は条例第2条の2」に改め、「不均一課税の適用があるべき旨の申告書（」を削り、「」を「による申告書を」に改める。

第5条の見出し中「不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条第1項中「審査し、」を「審査し、課税免除又は」に改め、「不均一課税決定通知書（」を削り、「」により」を「による通知書により」に改め、同条第2項中「規定により」を「規定により課税免除又は」に、「不均一課税の」を「課税免除又は不均一課税の」に改め、「不均一課税取消通知書（」を削り、「」により」を「による通知書により」に改める。

別記様式第1号中「個人事業税不均一課税申請書」を「個人事業税課税免除申請書」に、「山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例」を「山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例」に、「不均一課税を」を「課税免除を」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

別記様式第2号中

受付印

法人事業税不均一課税申請書

を

受付印

法人事業税課税免除申請書

に、「山形県地方活力向上地域における

県税の不均一課税に関する条例」を「山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例」に、「不均一課税を」を「課税免除を」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「法人事業税不均一課税申請書付表」を「法人事業税課税免除申請書付表」に、「不均一課税に係る」を「課税免除に係る」に改める。

別記様式第3号中「不動産取得税不均一課税申請書」を「不動産取得税課税免除（不均一課税）申請書」に、「山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例」を「山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例」に、「不均一課税を申請します」を「課税免除（不均一課税）を申請します」に、「不均一課税を受けよう」を「課税免除（不均一課税）を受けよう」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式の注書第5項中「不均一課税」を「課税免除」に改める。

別記様式第4号中「山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第2条の不均一課税の適用があるべき旨の申告書」を「山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例第2条の規定による課税免除（第2条の2の規定による不均一課税）の適用があるべき旨の申告書」に、「山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則」を「山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則」に、「不均一課税を」を「課税免除（不均一課税）を」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

別記様式第5号中「不均一課税決定通知書」を「課税免除（不均一課税）決定通知書」に、「不均一課税について」を「課税免除（不均一課税）について」に、「山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則」を「山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則」に、「不均一課税前」を「課税免除（不均一課税）前」に、「不均一課税により軽減した」を「課税免除により免除（不均一課税により軽減）した」に改め、同様式の注書中「に係る」を「に係る課税免除決定通知書又は不動産取得税に係る」に改める。

別記様式第6号中「法人事業税不均一課税決定通知書」を

「法人事業税課税免除決定通知書」に、「不均一課税について」を「課税免除について」に、「山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則」を「山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則」に、

「

不均一課税前	不均一課税後
--------	--------

」を

「

課税免除前	課税免除後
-------	-------

」に、

「

不均一課税額

」を「

課税免除額

」に、「不均一課税により軽減した」を「課税免除した」に改める。

別記様式第7号中「不均一課税取消通知書」を「課税免除（不均一課税）取消通知書」に、「不均一課税を」を「課税免除（不均一課税）を」に、「山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則」を「山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則」に、「不均一課税により軽減した」を「課税免除により免除（不均一課税により軽減）した」に、「不均一課税の」を「課税免除（不均一課税）の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（平成30年10月県条例第54号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた設備に係る事業税及び不動産取得税についての改正前の第3条から第5条まで及び別記様式第1号から第7号までの規定の適用については、なお従前の例による。

（課税免除の適用があるべき旨の申告書の提出期限の特例）

- 3 この規則の施行の日前に改正後の第3条第1号ロに規定する特別償却設備（改正条例による改正後の山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（平成28年3月県条例第14号）第2条第2号に係るものに限る。）である家屋又はその敷地である土地を取得した者に係る改正後の第4条の規定により定められた申告書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、同日から起算して10日以内とする。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

- 4 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表総合支庁長の項委任事項の欄第15項中「山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則」を「山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則」に改め、同項第1号イ中「山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例」を「山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（以下この項において「条例」という。）」に、「による県税の不均一課税」を「による県税の課税免除」に改め、同号に次のように加える。

ロ 条例第2条の2の規定による県税の不均一課税に関すること

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第70号

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則（平成27年12月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の6項を加える。

- 5 条例別表第1第5項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）における授業料等の軽減を図るための補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 6 条例別表第1第6項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (2) 前号の支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 7 条例別表第1第7項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 8 条例別表第1第8項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）第8条の規定による授業料等の減免（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条第5号に掲げる高等学校等に在学する生徒であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する者（同条第2項各号のいずれかに該当する者を除く。）であるものに係る同法第5条第1項に規定する授業料の月額に相当する額が同項に規定する支給限度額を超える場合の当該を超える部分に相当する額に係るものに限る。以下同じ。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (2) 前号の授業料等の減免を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 9 条例別表第1第9項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 高等学校等を退学した後、再び県内の公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (2) 前号の支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 10 条例別表第1第10項の規則で定める事務は、国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第3条第2項第1号中「の支給、」を「若しくは進学準備給付金の支給、」に改め、同号中トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報

第3条第2項第2号イ中「又は」を「若しくは第4項又は」に、「の家賃」を「若しくは第4項の家賃」に改め、同号ロ中「第16条第4項」を「第16条第5項」に、「第29条第8項」を「第5項並びに第29条第9項」に改め、同号ニ中「第29条第8項」を「第5項並びに第29条第9項」に改め、同号チ中「第29条第5項」を「第29条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、同号リ中「第29条第7項」を「第29条第8項」に改める。

第3条に次の6項を加える。

- 5 条例別表第2第5項の規則で定める事務は、私立の高等学校等における授業料等の軽減を図るための補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る次に掲げる情報とする。
 - (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する情報
 - (2) 高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報
- 6 条例別表第2第6項の規則で定める事務は、高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学し

た者に対する支援金の受給資格の認定の申請に係る事実及び当該支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請又は届出を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報とする。

7 条例別表第2第7項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報

(2) 高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報

8 条例別表第2第8項の規則で定める事務は、山形県立学校の授業料等徴収条例第8条の規定による授業料等の減免の申請に係る事実及び当該減免を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請又は届出を行う者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報

(2) 高等学校等を退学した後、再び県内の公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報

9 条例別表第2第9項の規則で定める事務は、高等学校等を退学した後、再び県内の公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の受給資格の認定の申請に係る事実及び当該支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請又は届出を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報とする。

10 条例別表第2第10項の規則で定める事務は、国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報

(2) 高等学校等を退学した後、再び県内の公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県主要農作物種子条例施行規則をここに公布する。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第71号

山形県主要農作物種子条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県主要農作物種子条例（平成30年10月県条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定種子生産ほ場等の指定)

第2条 条例第6条第2項の規定により同条第1項の規定による指定を受けようとする者及び条例第9条第4項において準用する条例第6条第2項の規定により条例第9条第3項の規定による指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 稲又は大豆の種子又は原種若しくは原原種を生産しようとする者 毎年4月30日

(2) 大麦、はだか麦又は小麦の種子又は原種若しくは原原種を生産しようとする者 毎年9月30日

2 知事は、条例第6条第1項又は条例第9条第3項の規定による指定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第7条第7項（条例第9条第4項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、別記様式第2号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号

指定種子生産ほ場（指定原種ほ場、指定原原種ほ場）指定申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)

下記のとおり指定種子生産ほ場（指定原種ほ場、指定原原種ほ場）の指定を受けたいので、山形県主要農作物種子条例第6条第2項（第9条第4項において準用する第6条第2項）の規定により申請します。

記

- 1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積、当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子（原種、原原種）の種類及び品種の名称並びに生産予定数量

番号	区分	種類	品種	ほ場の所在地	ほ場の面積 (a)	生産予定数量 (kg)

- (注) 1 「区分」欄には、一般種子、原種又は原原種のいずれかを記載すること。
2 「種類」欄には、稲うるち、稲もち、大麦、はだか麦、小麦又は大豆のいずれかを記載すること。
3 「ほ場の所在地」欄は、番地まで記載すること。
4 「ほ場の面積」欄は、実測面積を記載すること。

- 2 農業経営の規模
3 主要農作物の採種に関する経験
4 主要農作物の採種のために利用する施設及び機械
5 その他

備考

- 1 申請書は2部提出すること。
2 「1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積、当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子（原種、原原種）の種類及び品種の名称並びに生産予定数量」に掲げる事項は、ほ場1筆ごとに記載すること。
3 「3 主要農作物の採種に関する経験」については、自家採種以外の採種についての経験の有無並びに経験がある場合にあっては、採種に係る主要農作物の種類、採種の回数及び場所を記載すること。
4 「5 その他」には、申請者が委託を受けて主要農作物の種子を生産する者である場合にあっては、委託者の氏名及び委託条件を記載すること。

様式第2号

(表)

第 号

身 分 証 明 書

写 真

所 属
職 名
氏 名

年 月 日生

上記の者は、山形県主要農作物種子条例（平成30年10月県条例第58号）第7条第4項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による審査を行う職員であることを証明する。

年 月 日発行

山形県知事 印

5.5センチメートル

9センチメートル

(裏)

山形県主要農作物種子条例（抜粋）

(審査)

第7条 前条第1項の規定により指定した指定種子生産ほ場（以下「指定種子生産ほ場」という。）の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場についてはほ場審査（知事が、指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいう。以下同じ。）を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、第5項の規定によりほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査（知事が、指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。以下同じ。）を受けなければならない。

3 一略一

4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員をして、審査をさせることができる。

5及び6 一略一

7 第4項の規定により審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(原種等の生産)

第9条 一略一

2 一略一

3 知事は、第1項の規定により原種等の生産を行うほか、知事以外の者が経営するほ場において、原種等が適正かつ確実に生産されると認める場合は、当該ほ場を指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができる。

4 第6条第2項の規定は前項の規定による指定について、前2条の規定は同項の指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種等の生産について準用する。

訓 令

山形県訓令第11号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。
別表第2 農林水産部の項県産米ブランド推進課の項中

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に関すること。		1 第10条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。		を
---------------------------------------	--	-----------------------------------	--	---

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に関すること。		1 第10条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。		に改める。
山形県主要農作物種子条例に関すること。		1 第5条第1項の規定による種子計画の策定に関すること。		
		2 第6条第1項の規定による指定種子生産ほ場の指定に関すること。		
		3 第7条第6項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による審査の基準及び方法の決定に関すること。		
		4 第9条第3項の規定による指定原種ほ場又は指定原原種ほ場の指定に関すること。		

別表第3 産業経済部の項農業技術普及課、西村山農業技術普及課、北村山農業技術普及課、西置賜農業技術普及課及び酒田農業技術普及課の項中

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に関すること。			1 第4条第1項の規定による導入計画の認定に関すること。	を
---------------------------------	--	--	------------------------------	---

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に関すること。			1 第4条第1項の規定による導入計画の認定に関すること。	に改める。
山形県主要農作物種子条例に関すること。			1 第7条第4項及び第5項の規定による審査及び審査結果の通知に関すること。	

別表第4第2号の表（農業総合研究センター所長の専決事項）の項に次の1項を加える。

- 2 山形県主要農作物種子条例第9条第4項において準用する第7条第4項及び第5項の規定による審査及び審査結果の通知に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第754号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社三友医療	さんゆうレンタルサポート 米沢市西大通二丁目2番30号	福祉用具貸与	平成30. 9. 30
株式会社三友医療	さんゆうレンタルサポート 米沢市西大通二丁目2番30号	特定福祉用具販売	同

山形県告示第755号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社セスナー	のびのびケア竹とんぼ 東置賜郡高島町入生田2068番地1	訪問介護	平成30. 10. 31

山形県告示第756号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社三友医療	さんゆうレンタルサポート 米沢市西大通二丁目2番30号	介護予防福祉用具貸与	平成30. 9. 30
株式会社三友医療	さんゆうレンタルサポート 米沢市西大通二丁目2番30号	特定介護予防福祉用具販売	同

山形県告示第757号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市泉町5番30号	なえづ生活介護・自立訓練（機能訓練）事業所 鶴岡市ほなみ町3番1号	自立訓練（機能訓練）	平成30. 9. 30

山形県告示第758号

山形県主要農作物種子条例（平成30年10月県条例第58号）第7条第6項（同条例第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による審査の基準及び方法を次のとおり定める。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県主要農作物種子条例の審査の基準及び方法

1 基本事項

(1) 審査の対象となる種子

原種、原原種及び一般種子

(2) 種子生産用種子の取扱い

イ 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者若しくは当該機関が適正と認める旨の書状が添付された育種家種子又は系統別に保存されている原原種とする。

ロ 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。

ハ 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、種子の生産を緊急に行う必要がある場合等知事が特別の事情を認めた場合には原原種を用いることを妨げないものとする。また、災害等により原種の供給が困難となった場合も同様の手続により、一般種子を用いることを妨げないものとする。

(3) 審査の単位

イ ほ場審査は、農道、けい畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

ロ 生産物審査は、1包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作製することが可能な場合には、抽出審査又はばら審査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。

(4) 審査の時期及び回数

イ ほ場審査は次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる時期に行う。

区分	時期
稲、大麦、はだか麦及び小麦	出穂期及び糊熟期
大豆	開花期及び成熟期

- ロ イに掲げる時期における審査のみでは、適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。特に、種子伝染性の病害又は虫害の発生するおそれのある場合には、最も確認しやすい時期にも行わなければならない。更に、審査は、好天日を選び、早期及び日没を避けなければならない。
- ハ 生産物審査は、密封する直前に行う。ただし、審査上必要な場合には、種子の調製後から包装及び出荷までの期間の必要な時期に更に審査を行うことができる。

(5) 種子の調製

- イ 生産物審査に先立って、種子の調製を行うための施設及び設備について、次の項目を確認しなければならない。
 - (イ) 調製に当たって混種が起らないような方法が採られていること。
 - (ロ) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。
 - (ハ) 調製作業並びに種子の搬入及び搬出に関する記録が適正に保存されていること。
 - (ニ) 調製作業の責任者が確保されていること。
- ロ 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作製する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。また、種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には、混合して作製された荷口は、混合した荷口のうち最も低い階級と同じ階級に属するものとして審査しなければならない。

2 ほ場審査

(1) 基準

種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年農林水産省告示第933号。以下「指定種苗生産等基準」という。）の1に規定する基準（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆に係るものに限る。）及び次の表に掲げる基準を満たすこと。

審査項目 種子の種類	変種、異なる品種及び異なる種類の農作物	雑草	種子伝染性の病虫害	その他の病虫害及び気象災害	主要農作物の生育状況
原原種	含まないこと。	含まないこと。	含まないこと。	20%	特に異常な生育を示していないこと。
原種	同	同	同	同	
一般種子	同	同	同	同	

(注) 1 変種は、審査対象品種のうち変異を生じている個体とする。ただし、当該変異が、当該主要農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

2 種子伝染性の病虫害は、次の各号に掲げる主要農作物の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 稲 馬鹿苗病及び線虫心枯病
- (2) 大麦、はだか麦及び小麦（以下「麦類」という。） 黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病
- (3) 大豆 ウイルス病、黒痘病及び紫斑病

(2) 変種、異なる品種及び異なる種類の農作物の審査

全株審査による。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出審査をもって代えることができるものとする。

(3) その他の項目の審査

- イ ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し、主要農作物の外観を審査し、混入、発生又は生育の程度を判定する。
- ロ 混入等の著しい箇所が見出された場合でも、局所的なときは精密な審査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとれば、種子としての使用に差し支えないと認められたものは合格とする。

3 生産物審査

(1) 基準

指定種苗生産等基準の2及び3に規定する基準（稲、麦類及び大豆に係るものに限る。）を満たすこと。

(2) 方法

イ 審査試料の抽出方法

荷口の作製方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

(イ) 毎個審査

1包装ごとに抜き取り、審査する。

(ロ) 抽出審査

審査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により審査する。

a 移動法

(a) 連続して作製される審査対象個袋を原則として100個以上について毎個審査を行い、不良個袋（審査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）の比率を決定し、当該比率が5.05%以下の場合に限り抽出審査を行う。

(b) 抽出審査に移行する場合には、まず合格個袋（審査の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が連続して、不良個袋を合格個袋と取り替える場合にあっては43個、不良個袋を取り除く場合にあっては44個に至るまで毎個審査を行う。もし、当該数に至る前に不良個袋が見出されれば、新たに次の個袋から数え始め、毎個審査を続ける。

(c) 合格個袋が(b)の数に至った場合には、次の個袋から10個毎に区切り、この各抽出区切りから無作為に1個を抽出して審査し、当該個袋が合格する限りこの抽出審査を続ける。

(d) 抽出審査で不良個袋が見出されれば、次の区切りから毎個審査に切り替えるものとする。

b 静置法

(a) 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表の左欄に掲げる荷口中の個袋数ごとに同表の中欄に掲げる個袋の数を無作為に抽出し、審査する。

荷口中の個袋数 (個)	抽出個袋数 (個)	不良個袋数 (個)
50以下	17	0
51以上100以下	33	1
101以上200以下	60	3
201以上300以下	83	5
301以上400以下	100	6
401以上500以下	110	7
501以上600以下	125	8
601以上800以下	140	9
801以上1000以下	150	10

(b) 審査の結果、不良個袋の数が(a)の表の右欄に掲げる数を超えないときは、当該荷口を合格とする。

また、超えるときは、毎個審査に切り替えるものとする。

(c) 不良個袋は、取り除くものとする。

(ハ) ばら審査

a 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の1,000分の1以上を採取する。

b a以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5箇所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。

c a又はbの方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して審査対象試料を作製する。

ロ 発芽率の測定方法

(イ) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、4反復分計400粒を用意する。

(ロ) 測定条件

主要農作物の種類	発芽床の条件	温度	測定日		休眠打破法その他の留意事項
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上若しくは間又は砂の中	25℃	5日	14日	予熱（50℃、7日以内）又は水若しくは1規定硝酸に浸漬（24時間）
大麦	ろ紙の間又は砂の中	20℃	4日	7日	予熱（30～35℃、7日以内）、予冷（5～10℃、7日以内）又は0.05%ジベレリン（GA ₃ ）溶液に浸漬
はだか麦	同	同	同	同	同
小麦	ろ紙の上若しくは間又は砂の中	同	同	8日	同
大豆	ろ紙の間又は砂の中	25℃	5日	同	—

(注) 1 温度は、上下1℃の範囲に留めなければならない。

2 発芽は、照光条件で行うことが望ましい。

3 発芽率の測定は、主要農作物の種類ごとに、測定日の欄に掲げる日数以内に発芽した粒の数を集計すること。ただし、当該日数には、休眠打破を行った期間を含まないものとし、第1回目の測定日は、1ないし3日の幅を持ってよいものとする。

(ハ) 測定結果の計算と誤差の取扱い

a 発芽率の測定結果は、4測定区の平均を百分率で整数（端数は四捨五入）として計算する。

b 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値との差が次の表の4測定区間の欄に掲げる誤差の範囲内であれば、そのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区の差が次の表の3測定区間の欄に掲げる誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区の平均値を用いるものとするが、差が誤差の範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

平均発芽率 (%)	測定区間誤差の最高限度 (%)	
	4測定区間	3測定区間
99	5	—
98	6	5
97	7	6
96	8	7
95	9	8
94～93	10	9
92～91	11	10
90～89	12	11
88～87	13	12
86～84	14	13
83～81	15	14
80～78	16	15
77	17	15
76～73	17	16
72～71	18	16
70～67	18	17
66～64	19	17
63～56	19	18

ハ 異品種種子、雑草種子及び病虫害種子の測定方法

(イ) 測定試料の採取及び分離

測定試料は、1測定単位につき稲50g、麦類100g及び大豆500gを採取し、純潔種子、異品種種子、雑

草種子、病虫害種子及びその他の内容物に分離する。

(ロ) 測定及び測定結果の判定

重量を小数点第1位までグラム単位で^{ひょう}秤量する。

山形県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成30年10月16日から同月30日まで縦覧に供する。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字古楨字大天628番3から 同 628番1まで	旧	5.7メートル } 3.8	50メートル
同 上	新	8.6メートル } 4.3	同 上

山形県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成30年10月16日から同月30日まで縦覧に供する。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字古楨字大天628番3から
同 628番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年10月16日

山形県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年10月16日から同月30日まで縦覧に供する。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 112号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市田麦俣字蟻腰116番4から
同 116番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年10月16日

山形県告示第762号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
村山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種 類 村山都市計画道路事業

- (2) 名 称 3・2・1号河島楯岡線、3・4・4号楯岡東根温泉線及び3・4・5号村山駅東沢線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 村山市楯岡楯、楯岡大沢川、楯岡笛田一丁目及び楯岡荒町一丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間
 - 平成30年10月16日から平成37年3月31日まで

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第10号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年10月16日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。
第123条の2第1号に次のように加える。

ハ 風力発電事業

別表第1 固定資産の項の表中

業務設備		減価償却累計額 (貸方)	を
風力発電設備	(何) 発電所 (何) 集中制御所	減価償却累計額 (貸方) 土地 建物 機械装置 諸装置 備品	鉄筋コンクリート造 金属造 木造 風車 発電機 変換装置 逆変換装置 主要変圧器 配電盤開閉装置 自動制御装置 屋外鉄構 その他機械装置 通信電灯電力装置 雑装置 工具
			に改め、同別表収益

業務設備	リース資産 無形固定資産	器具及び備品 車両及び小型船舶
	減価償却累計額 (貸方)	電話加入権 地上権 借地権 施設利用権 ソフトウェア リース資産

の項の表中

「	太陽光発電電力料 その他営業収益	を
「	太陽光発電電力料 風力発電電力料 その他営業収益	に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第11号

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年10月16日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程

山形県公営企業固定資産管理規程（昭和56年4月県企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 風力発電設備

目	節	細節	資産単位物品名
土地			(1) 水力発電設備の「土地（目）」の資産単位物品名に準ずる。
建物	鉄筋コンクリート造 金属造 木造		(1) 水力発電設備の「建物（目）」の資産単位物品名に準ずる。
機械装置	風車 発電機 変換装置 逆変換装置		風車タワー 風車ナセル 風車ブレード 基礎 (1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「発電機（節）」の資産単位物品名に準ずる。 変換装置 逆変換装置

諸装置	主要変圧器	(1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「主要変圧器（節）」の資産単位物品名に準ずる。
	配電盤開閉装置	(1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「配電盤開閉装置（節）」の資産単位物品名に準ずる。
	自動制御装置	(1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「自動制御装置（節）」の資産単位物品名に準ずる。
	屋外鉄構	(1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「屋外鉄構（節）」の資産単位物品名に準ずる。
	その他機械装置	(1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「その他機械装置（節）」の資産単位物品名に準ずる。
	通信電灯電力装置	電話設備 無線電話設備 電力線搬送装置 （何）電気設備 （何）信号通信線 （何）架空電線路 （何）地中電線路 （何）配電設備 （何）分岐線
備品	雑装置	(1) 水力発電設備の「諸装置（目）」の「雑装置（節）」の資産単位物品名に準ずる。
	工具	(1) 水力発電設備の「備品（目）」の「工具（節）」の資産単位物品名に準ずる。
	器具及び備品	(1) 水力発電設備の「備品（目）」の「器具及び備品（節）」の資産単位物品名に準ずる。
リース資産 無形固定資産	車両及び船舶	(1) 水力発電設備の「備品（目）」の「車両及び船舶（節）」の資産単位物品名に準ずる。
	リース資産	（何）
	電話加入権	電話加入権
	地上権	地上権
	借地権	借地権
	施設利用権	施設利用権
	ソフトウェア	ソフトウェア
	リース資産	リース資産

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
情報系パソコン基本ソフト更新業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 平成30年9月6日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 59,734,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成30年7月27日